



## その契約ちょっと待って！！ 春は「通信契約トラブル 注意報！」



「無料」の言葉に落とし穴はありませんか？「ガラケー終了」などで焦って理解しないまま契約していませんか？思いがけない金額を請求される場合がありますので注意してください。

### Case 01 高齢者を狙う「ガラケー終了」の勧誘

「今の携帯（ガラケー）が使えなくなるから」と急かされ、よく分からないまま高機能なスマホと、なぜか「写真を取り込む機器」まで契約させられた。

タダじゃないの～



### Case 02 「無料キャンペーン」の裏側

「今なら無料です」と言われたが、実は無料期間が終わったら有料になるオプションが山盛り。気づいた時には数万円の請求がきた！



### Case 03 若者を狙う「最新機器」の罠

「工事不要、置くだけでWi-Fiが使える」と言われて契約。実は高額な機器代が分割払いになっていて、毎月の通信料が高額になった！



### 契約前に チェック

- 「端末代金」は本当に0円ですか？
  - ・実質0円（分割払いを割引で相殺）の場合、途中解約すると残金を一括で請求されます。
- 「不要な機器」がセットになっていませんか？
  - ・据え置き型ルーター・フォトフレーム・タブレットなど本当に必要ですか？
- 「解約金」はいくらかかりますか？
  - ・契約期間の縛りや、解約に伴う違約金の有無を確認してください

### 還付金詐欺の予兆電話！役場介護保険係を騙る

ある日「役場の〇〇です。介護保険料を間違えてしまい、払い戻します」  
「青い封筒は届いていませんか」と電話があった。すぐに詐欺電話だと気づき  
「役場に出向いて手続きします」と電話を切り、役場に確認したところ、その  
ような事実はなく職員もいないことがわかった。  
お金が戻ると言われても、一度電話を切り、消費生活相談窓口にご相談を！



「この契約大丈夫？」「これって怪しい？」など不安な時は相談してください！

当別町消費生活相談窓口

当別町役場1F(平日8時45分～17時15分)

消費者ホットダイヤル

☎ 0133-23-3209

☎ 188 (全国共通番号)



過去の見守り情報